

平成28年3月29日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成28年3月29日
(2) 事業者の氏名又は名称	三和交通有限会社 代表者岩瀬幸一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県いすみ市岬町江場土2734-1 (本社営業所) 千葉県いすみ市岬町江場土2734-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 255日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第45条
(6) 違反行為の概要	①平成26年12月8日及び平成27年1月16日②平成27年4月28日、30日及び平成27年5月19日、監査を実施(②については、重大事故惹起を端緒として監査を実施)。20件の違反が認められた。(1)運賃料金事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2)営業区域外旅客運送(運送法第20条)、(3)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(4)運送引受書の記載事項の不備(運輸規則第7条の2第1項)、(5)領収証発行義務違反(運輸規則第10条)、(6)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(7)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(8)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(9)乗務等の記録等義務違反(運輸規則第25条)、(10)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(11)運行指示書の作成義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(12)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(13)乗務員台帳の記載事項等の不備(運輸規則第37条第1項)、(14)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(15)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(16)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(17)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(18)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)、(19)点検整備記録簿等の記載義務違反等(運輸規則第45条)、(20)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 26点 当該事業者の累積点数 26点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)

平成28年3月29日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成28年3月29日
(2) 事業者の氏名又は名称	黒潮観光有限公司 代表者石井勝
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県八千代市麦丸1340 (本社営業所) 千葉県八千代市麦丸1340
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 50日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第45条
(6) 違反行為の概要	平成27年5月26日及び平成27年7月1日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第1項)、(2)休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出(道路運送法施行規則第66条第1項第6号)、(3)事業計画の事前変更届出違反(運送法第15条第3項)、(4)運行管理者の解任届出違反(運送法第23条第3項)、(5)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9)自動車NOx・PM法不適合車両使用(運輸規則第45条)、(10)整備管理者解任の未届出(道路運送車両法第52条)、(11)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5点 当該事業者の累積点数 5点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成28年3月29日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成28年3月29日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社テトラ 代表者松本善明
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県那須塩原市四区町743-14 (本社営業所) 栃木県那須塩原市四区町743-89
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	平成27年8月28日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(道路運送法第20条)、(2)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(3)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第4項)、(4)事故の記録義務違反(運輸規則第26条の2)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(10)運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)